

犬島浄化センター運転管理業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、岡山市（以下「甲」という。）が犬島浄化センター（以下「浄化センター」という。）における運転管理等の業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するに当たって、乙の業務要領を定めることを目的とする。

(委託業務の履行義務)

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、岡山市契約規則、契約書、本仕様書及び関係法令に基づき、この業務が生活環境の保全を図るものであることを認識し、浄化センターとして機能を十分達成できるよう、甲のし尿処理計画に則って、誠実、適正に履行しなければならない。

2 乙は大雨、台風、異常潮位（高潮）等緊急発生時に備え、常に対処できるよう態勢を確立しておかなければならない。

3 業務の履行場所は犬島浄化センター（岡山市東区犬島179番地）とし、委託期間は令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

(委託料の支払い)

第3条 委託料は毎月払いとし、契約金額を12で除して得た金額を毎月の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払月に支払うものとする。

(委託業務の作業時間)

第4条 作業は2人1組で行うものとし、週2日で1日につき5時間とする。

(委託業務の内容)

第5条 委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 各種機器の運転管理業務
- (2) 各種機器の保守点検業務
- (3) 各種機器の整備業務
- (4) 各種機器の測定の記録
- (5) 各種機器に要する消耗品の管理業務
- (6) 浄化センター搬入し尿成分分析業務
- (7) 浄化センター敷地内の草刈り等の清掃業務
- (8) 浄化センター敷地内の側溝清掃業務
- (9) その他浄化センターを適正に運転管理するために必要な業務

(指示の履行義務)

第6条 乙は、甲の監督員の指示に従って業務を実施しなければならない。

(業務責任者の承認)

第7条 乙は、委託業務の実施について、業務責任者を定め、書面により甲に提出し、承認を得るものとする。

(業務責任者の承認取消)

第8条 甲は、業務責任者が業務上不適格と認めた場合は、承認を取り消すものとする。この場合、乙は速やかに新たな業務責任者の承認を受け、業務に従事させなければならない。

(現場従業員の交替)

第9条 甲は、委託業務に従事する者（以下「従業員」という。）のうち、業務履行上不適格と認められる者がある場合は、交替を求めることができる。この場合、乙は速やかに新たな者を業務に従事させなければならない。

第2章 業務要領

(各種機器の運転管理)

第10条 各種機器の運転管理は、本仕様書及び取扱説明書等に基づき操作するものとする。

(各種機器の点検、整備、修理、搬入し尿成分分析及び草刈り等)

第11条 乙は、各種機器の点検、整備、修理、搬入し尿成分分析及び草刈り等については次の要領で行うものとする。

(1) 点検

各種機器を巡回し、機器の稼動状況、計器の指示確認及び異常音並びに振動損傷、漏水及び油濡れ等を点検し、その状況を日報により報告しなければならない。

(2) 整備

常に各種機器が正常に稼動するよう注油し、油及び水漏れの防止等に努めなければならない。

(3) 修理

機器の故障及び事故が起こった場合、又はそのおそれのあるときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(4) 搬入し尿成分分析

犬島浄化センターに搬入されるし尿から、4試料（公衆トイレ、簡易水洗、汲み取り各1～2か所分（※採取箇所については監督員と協議すること。））を4月、7月、10月、1月の年4回採取・分析することとし、分析業務の対象と方法は、次のとおりとする。

対象	方法
ア 生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K 0102 21
イ 化学的酸素要求量（COD）	JIS K 0102 17
ウ 窒素含有量	JIS K 0102 45.2
エ 塩化物イオン濃度	JIS K 0102 35.2

(5) 草刈り作業

6、8、10月の年3回、浄化センター敷地内の草刈りをするものとする。ただし、刈った草の処分については、甲の監督員と協議し、監督員が指示する場所に堆積するものとする。

(6) 側溝清掃作業

年1回浄化センター敷地内の側溝の清掃及び側溝清掃に伴う樹木の刈込みも行うものとする。ただし、側溝の泥、落葉及び樹木の枝葉の処分については、監督員と協議し、監督員が指示する場所に堆積するものとする。

(7) 消耗品, その他

運転管理に必要とする消耗品, 器材並びにその他必要な品目及び数量等をあらかじめ甲と協議し, 必要数量等を受給するものとする。

(危険物の取扱い)

第12条 乙は, 危険物を取り扱う作業については, 関係法規の定めるところに従い, 十分注意して従事しなければならない。

(盗難, 災害の防止)

第13条 乙は, 施設等における盗難, 災害の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第3章 書類及び帳票等

(備え付け書類, 帳票等)

第14条 乙は, 業務の実施状況を明らかにするため, 次に掲げる書類, 帳票等を現場に備え付け, 常に整備しておかなければならない。

- (1) 浄化センターの運転等報告書
- (2) その他この契約に関するもの

(報告書等の提出)

第15条 乙は浄化センターの運転等報告書1月分を, 翌月の10日までに甲に提出しなければならない。また, 草刈り及び側溝清掃の報告書を翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は, 作業が適切に行われたことの記録として, 年3回の草刈り作業中の写真, 年1回の側溝清掃の作業中の写真をそれぞれ1部, 翌月の10日までに甲に提出しなければならない。また, 運転管理の作業中の写真を1部, 3月末までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は, 搬入し尿成分分析業務の結果を速やかに甲に提出しなければならない。

第4章 その他関連事項

(事務室等の使用)

第16条 甲は乙に業務を円滑に遂行させるため, 浄化センターに設けられた事務室, 汚水処理に必要な設備及び作業場等(以下「事務室等」という。)を無償で使用させるものとする。ただし, 使用については, 乙は甲の指示に従うものとする。

- 2 事務室等にある消耗品等, 本業務の遂行に必要なものは, 甲の許可により使用することができる。ただし, 事務室等の備え付け器具の汚損及び破損は乙が弁償するものとする。

(車両の使用)

第17条 甲は乙に業務を円滑に遂行させるため、浄化センターに配置している車両を無償で使用させるものとする。ただし、使用条件については、市有自動車使用貸借契約書の取り決めによるものとする。

(費用負担)

第18条 乙が、業務遂行上必要とする次の各号に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 電気使用料金
- (2) 水道使用料金
- (3) 電話使用料金
- (4) 第15条第2項に掲げる消耗品等の購入費
- (5) 浄化センターの設備修繕料
- (6) 浄化センターで使用する薬剤代
- (7) その他甲が必要と認める費用

2 前項第5号に掲げる修繕料のうち、乙の責めにより浄化センターの設備に修繕が必要となったものについては、乙が負担するものとする。

(事故の責任)

第19条 乙は、従業員が作業中に起こした事故については、乙において解決し、また、これに要する費用は乙が負担するものとする。

市有自動車使用貸借契約書

貸主岡山市（以下「甲」という。）と借主株式会社（以下「乙」という。）とは、市有自動車の使用貸借について、次の条項により契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、乙に対し、その所有に係る次の自動車（以下「貸付物件」という。）を無償で貸し付けるものとする。

- （1）車名 ダイハツ
- （2）型式 3BD-S500P
- （3）形状 キャブオーバー
- （4）登録番号 岡山480ぬ5460

（用途指定）

第2条 乙は、貸付物件を犬島浄化センター運転管理に関する業務以外の用途に供してはならない。

（貸付期間）

第3条 貸付物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（権利の譲渡の禁止）

第4条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は第2条に規定する貸付物件の用途を変更してはならない。

（維持管理等）

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件を管理するものとし、貸付物件に工作を施す等原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければならない。

2 乙は、別に運行管理者を定めて、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- （1）貸付物件の運行前において法令等に定められた必要な点検を行い、当該点検に係る記録簿を作成すること。
- （2）貸付物件の運行後において当該運行に係る運転日誌を作成すること。

3 前項第2号の運転日誌には、運転者、同乗者、走行距離その他必要な事項が記載されていなければならない。

4 乙は、第2号の記録簿及び運転日誌を、第3条の貸付期間の終了後甲が指示するまでの間、保管しなければならない。

5 甲は、必要があると認めるときは、貸付物件を検査し、又は乙に対し、貸付物件の維持管理等の状況に関し、必要な報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

（維持費等の負担）

第6条 削除

（損害賠償等）

第7条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその状況を所定の報告書により甲に通知しなければならない。

2 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は損傷したときは、甲の指示に従い自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失又は損傷による損害を賠償しなければならない。

3 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害等)

第8条 貸付物件の使用に係る事故に伴い、第三者に損害を与えたとき、又は第三者から損害を被ったときは、すべて乙の責任においてこれを解決するものとする。

(契約の解除等)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、催告をせず、直ちにこの契約を解除することができる。

2 甲は、公用に供するため必要が生じた時は、期間を定めて貸付物件を使用することができる。

3 前項により乙に生じた損害については、甲は一切その賠償の責を負わない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫

乙